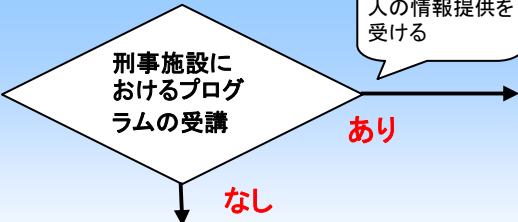


性犯罪者処遇プログラム

対象

- 本件処分の罪名又は非行名に、強制わいせつ(刑法第176条), 強姦(刑法第177条), 準強制わいせつ・準強姦(刑法第178条), 集団強姦等(刑法第178条の2), 強制わいせつ等致死傷(刑法第181条)又は強盗強姦及び同致死(刑法第241条)が含まれる者(未遂を含む。)
- 本件処分の罪名又は非行名のいかにかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者(下着盗, 住居侵入等)

仮釈放者



刑事施設から本人の情報提供を受ける

コア・プログラム
 【形式】おおむね2週間に1課程ずつ, 全5課程の履修が標準である。
 【内容】以下の5課程の履修を通じ, 性犯罪に関する自己の問題点を理解させ, 自己をコントロールできる力を付けさせ, 問題行動を回避できるようにさせる。
 セッションA 性犯罪のプロセス
 セッションB 認知の歪み
 セッションC 自己管理と対人関係スキル
 セッションD 被害者への共感
 セッションE 再発防止計画

保護観察付執行猶予者

導入プログラム
 【形式】保護観察開始後すみやかに実施する。
 【内容】プログラムの理解の促進を図るとともに, 受講に対する動機付けを高める。

指導強化プログラム
 【形式】保護観察期間を通じて問題性に応じて定められた頻度で定期的に面接し実施する。
 【内容】性犯罪者の生活実態を把握し, 必要な指導助言を行うことで, 再犯を防止する。

対象者の家族

家族プログラム
 【形式】対象者の受刑中又は保護観察期間中, 家族等の同意を得て実施する。
 【内容】家族として必要な知識を理解させ, 性犯罪者を家族に持つ苦労等に耳を傾け, サポートすることで, 家族の機能を高める。

対象者本人の保護観察終了